

平成19年 8 月28日

各 位

会 社 名 E・Jホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 小谷 裕司
(コード番号 2153 東証第2部)
問合せ先 管理本部副本部長 浜野 正則
(TEL. 086-252-7520)

当社連結子会社（日本技術開発株式会社）の 定款一部変更に関するお知らせ

当社連結子会社である日本技術開発株式会社の本日開催の定時株主総会において、「定款一部変更の件」が下記のとおり承認されましたので、お知らせ致します。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を2年から1年に短縮することとし、現行定款第21条（任期）につき所要の変更を行うものであります。
- (2) 機動的な資本政策および配当政策を図るため、剰余金の配当などを取締役会決議により行うことが可能となる旨の規定を新設（変更案第38条）し、これに伴い現行38条（剰余金の配当の基準日）及び現行39条（中間配当）につき所要の変更を行うものであります。
- (3) 経営環境の変化等により、現行5条（公告方法）に所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

現行定款	変更案
<p>(公告方法) 第5条 本会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることが出来ない場合は、<u>日本経済新聞</u>に掲載して行う。</p> <p>(任 期) 第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>取締役を増員または任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任した場合には、その者の任期は他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(公告方法) 第5条 本会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることが出来ない場合は、<u>宣報</u>に掲載して行う。</p> <p>(任 期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>

現行定款	変更案
<p>(新 設)</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第38条 本会社の期末配当の基準日は、毎年5月31日とする。</p> <p>2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(中間配当) 第39条 本会社は、取締役会の決議により、毎年11月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。</p>	<p>(剰余金の配当等の決定機関) <u>第38条 本会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第39条 本会社の期末配当の基準日は、毎年5月31日とする。 2 本会社の中間配当の基準日は、毎年11月30日とする。 3 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(削 除)</p>

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日 平成 19 年 8 月 28 日 (火曜日)
定款変更の効力発生日 平成 19 年 8 月 28 日 (火曜日)

以 上